

**新潟県公安委員会規則第8号**

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	131	783	217	1,206	445	1,651
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	152	1,644	979	2,832	140	2,972
初任科生				132	132		132
合計	133	285	2,443	1,330	4,191	588	4,779

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。